選挙運動規制の全廃

■ 選挙・政治制度改革に関する 中間答申（抜粋）

１ 選挙運動を自由に楽しく

選挙運動は､わたしたち市民が候補者や政党の主張を知り､判断するための重要な手段です。これを合理的な理由なく規制することは、憲法の定める表現の自由や罪刑法定主義に反するのみならず、国際人権規約等に定められた人類普遍の原理にも違反するものです。市民の政治への参加を促進し、民主主義と地方自治の更なる発展、向上を図るため、現行の選挙運動規制は抜本的に改革すべきです。

なお、資金の豊富な者が選挙で有利になることを防ぐため、政治資金と法定選挙運動費用の透明性を高めるとともに、その規制の強化等についても見直しが必要です。

１－１ 戸別訪問の自由化
１－２ 電子メールによる選挙運動の自由化
１－３ ローカル・マニフェスト頒布の自由化
１－４ 公開討論会の自由化と公営立会演説会の復活
１－５ 18 歳未満者の選挙運動の自由化

２ 政治参加のハードルを下げる

民主主義は、わたしたちすべての市民が積極的にかかわり、一人ひとりがこれを実践していくべきものです。そこで、18 歳選挙権の実現を機に、市民性教育（シチズンシップ教育）の重要性が再認識され、市民が自ら政治活動に参加するための能力を獲得し、政治活動を実践する場を保障することが課題となっています。このため、国政レベル、自治体レベルにおいて、政治参加のハードルを下げ、多様な市民が選挙や政治活動に自由にアクセスする機会を保障するため、高額な供託金制度を撤廃し、選挙運動期間（事前運動の禁止）を廃止することがその手始めになります。

項目ごとの内容は、要旨、次のとおりです。

２－１ 供託金の廃止
２－２ 選挙運動期間の廃止―その方向性

選挙運動期間を定めず、事前運動の禁止規定の廃止を提案する。これにより、市民が自由に選挙運動に参加できるようになり、既存政党であれ、新政党であれ、政権党であれ、野党であれ、現職議員であれ、新人候補者であれ、それぞれが公正な機会を獲得し、自由な選挙運動が行えるようになる。これまで事前運動禁止により、新政党や新人議員候補者は、不利な条件を強いられてきた。さらに、法律での明文規定なしで行われてきた選挙運動と政治活動を区別する必要はなくなり、政治活動の自由が保障される。

■ 公職選挙法（抜粋）

第十三章　選挙運動

- （選挙運動の期間）第百二十九条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙事務所の設置及び届出）第百三十条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙事務所の数）第百三十一条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙当日の選挙事務所の制限）第百三十二条　・・・**削除（廃止）**
- （休憩所等の禁止）第百三十三条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙事務所の閉鎖命令）第百三十四条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙事務関係者の選挙運動の禁止）第百三十五条　・・・**削除（廃止）**
- （特定公務員の選挙運動の禁止）第百三十六条
- （公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）第百三十六条の二
- （教育者の地位利用の選挙運動の禁止）第百三十七条
- （年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止）第百三十七条の二　・・・**削除（廃止）**
- （選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）第百三十七条の三　・・・**削除（廃止）**
- （戸別訪問）第百三十八条
- （署名運動の禁止）第百三十八条の二　・・・**削除（廃止）**
- （人気投票の公表の禁止）第百三十八条の三　・・・**削除（廃止）**
- （飲食物の提供の禁止）第百三十九条　・・・**削除（廃止）**
- （気勢を張る行為の禁止）第百四十条　・・・**削除（廃止）**
- （連呼行為の禁止）第百四十条の二　・・・**削除（廃止）**
- （自動車、船舶及び拡声機の使用）第百四十一条　・・・**削除（廃止）**
- （自動車等の乗車制限）第百四十一条の二　・・・**削除（廃止）**
- （車上の選挙運動の禁止）第百四十一条の三　・・・**削除（廃止）**
- （文書図画の頒布）第百四十二条
- *（パンフレット又は書籍の頒布）第百四十二条の二*
- *（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）第百四十二条の三*
- *（電子メールを利用する方法による文書図画の頒布）第百四十二条の四*
- *（インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務）第百四十二条の五*
- *（インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等）第百四十二条の六*
- *（選挙に関するインターネット等の適正な利用）第百四十二条の七*
- （文書図画の掲示）第百四十三条
- （文書図画の撤去義務）第百四十三条の二
- （ポスターの数）第百四十四条
- （ポスター掲示場）第百四十四条の二
- （ポスター掲示場を設置しない場合）第百四十四条の三
- （任意制ポスター掲示場）第百四十四条の四

- （ポスター掲示場の設置についての協力）第百四十四条の五
- （ポスターの掲示箇所等）
- （文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）第百四十六条
- （文書図画の撤去）第百四十七条
- （あいさつ状の禁止）第百四十七条の二　・・・**削除（廃止）**
- （新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）第百四十八条　・・・**削除（廃止）**
- （新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）第百四十八条の二　・・・**削除（廃止）**
- （新聞広告）第百四十九条
- （政見放送）第百五十条
- （政見放送における品位の保持）第百五十条の二
- （経歴放送）第百五十一条
- （政見放送及び経歴放送を中止する場合）第百五十一条の二
- （選挙放送の番組編集の自由）第百五十一条の三
- 第百五十一条の四　削除
- （選挙運動放送の制限）第百五十一条の五　・・・**削除（廃止）**
- （挨拶を目的とする有料広告の禁止）第百五十二条
- 第百五十三条　削除
- 第百五十四条　削除
- 第百五十五条　削除
- 第百五十六条　削除
- 第百五十七条　削除
- 第百五十八条　削除
- 第百五十九条　削除
- 第百六十条　削除
- *（公営施設使用の個人演説会等）第百六十一条*
- *（公営施設以外の施設使用の個人演説会等）第百六十一条の二*
- *（個人演説会等における演説）第百六十二条*
- *（個人演説会等の開催の申出）第百六十三条*
- *（個人演説会の施設の無料使用）第百六十四条*
- *（個人演説会等の会場の掲示の特例）第百六十四条の二*
- *（他の演説会の禁止）第百六十四条の三*
- *（個人演説会等及び街頭演説における録音盤の使用）第百六十四条の四*
- （街頭演説）第百六十四条の五　・・・**削除（廃止）**
- （夜間の街頭演説の禁止等）第百六十四条の六
- （街頭演説の場合の選挙運動員等の制限）第百六十四条の七　・・・**削除（廃止）**
- 第百六十五条　削除
- *（近接する選挙の場合の演説会等の制限）第百六十五条の二*
- *（特定の建物及び施設における演説等の禁止）第百六十六条*
- （選挙公報の発行）第百六十七条

- （掲載文の申請）第百六十八条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙公報の発行手続）第百六十九条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙公報の配布）第百七十条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙公報の発行を中止する場合）第百七十一条　・・・**削除（廃止）**
- （選挙公報に関しその他必要な事項）第百七十二条
- （任意制選挙公報の発行）第百七十二条の二
- 第百七十三条　削除
- 第百七十四条　削除
- （投票記載所の氏名等の掲示）第百七十五条
- （交通機関の利用）第百七十六条
- （通常葉書等の返還及び譲渡禁止）第百七十七条
- （選挙期日後の挨拶行為の制限）第百七十八条　・・・**削除（廃止）**
- （衆議院議員又は参議院議員の選挙における選挙運動の態様）第百七十八条の三　・・・**削除（廃止）**